

龍谷大学 社会学部紀要

第 54 号

荒田 寛 教授
新田光子 教授 退職記念号

(50 音順)

新田光子先生・荒田寛先生の退職記念号によせて	津島昌弘
荒田 寛 教授略歴	(1)
新田光子 教授略歴	(3)

論 文

全国駅伝ランキングの検討 ——社会的認知資本に向けて——	久保和之 (5)
コミュニティ・プロファイリング ——地域主体の包括的な地域福祉調査法——	清水隆則 (23)
1920 年代中国華北地域における私営新聞の勃興 ——天津『庸報』を事例として——	孫曉萌 (35)
介護職員に医行為を解禁することの問題は何か	高松智画 (48)
高校野球にみるプロ・アマ問題 ——プロ・アマ断絶の構造と歴史——	竹村直樹 (56)
台湾における近代思想の萌芽と漢文新聞 ——1910 年代の台湾における近代思想とナショナリズムの胎動への関与を中心に——	李佩蓉 (70)

調査報告

短期国外研究員報告 (バルセロナ)	笠井賢紀 (82)
-------------------	-------------

研究ノート

東日本大震災・東京電力福島第 1 原子力発電所事故による 《自主的避難者》への聴きとり調査研究 (その 2) ——2018 年の調査より——	荒木美知子 (88)
--	--------------

研究資料

12 歳の子どもが熱中症から脳梗塞を発症した事例の研究 ——部活指導のあり方という観点から——	田村公江・重富秀由 (95)
『回覧集』の翻刻と分析 (二) ——網島梁川による煩悶青年への影響に着目して——	古莊匡義 (112) 一
2018 年度社会学部卒業論文・卒業研究題目	(114)

2019

龍谷大学社会学部学会

Bulletin of the Faculty of Sociology Ryukoku University

(SHAKAIGAKUBU-KIYO, RYUKOKU DAIGAKU)

Prof. Hiroshi Arata's
In Commemoration of Prof. Mitsuko Nitta's Retirement

No. 54

2019

CONTENTS

Articles

Studies in the Japan Ekiden Rankings : Toward a Sociological Cognitive Capitalism	Kazuyuki Kubo (5)
Community Profiling : Community-based Comprehensive Research	Takanori Shimizu (23)
The Sudden Rise of Private Newspapers in North China in 1920s : A Case Study of Tianjin <i>Yongbao</i>	Xiaomeng Sun (35)
Problems of Authorizing Medical Practice by Care Workers	Tomoe Takamatsu (48)
The Pro-Am Issues in High School Baseball : Structure of the Gap between Professionals and Amateurs	Naoki Takemura (56)
A Study on Relationship between Classical Chinese Newspaper and Origins of Modernized Thought in Taiwan : Mainly Focus on the Inception of Modernization Thought and National Consciousness in 1910s	Pei-jung Li (70)

Research Report

A Report on a Visiting Research in Barcelona	Yoshinori Kasai (82)
--	------------------------

Note

An Interview Survey of the Voluntary Evacuees from the Great East Japan Earthquake and the Fukushima Daiichi Nuclear Disaster (Part 2) : 2018 Survey Report	Michiko Araki (88)
---	----------------------

Materials

Case Study of a 12-Year-Old Child with Heatstroke-Induced Cerebral Infarction : From the Viewpoint of Coaching in <i>Bukatsu</i> (Extracurricular School Sports)	Kimie Tamura Hideyoshi Shigetomi (95)
An Analysis of <i>Kairan-shu</i> (Part 2) : From the Viewpoint of the Philosophical and Religious Influence of TSUNASHIMA Ryosen on Young People in the Late Meiji Era	Tadayoshi Furuso (112) —

News

Published by

THE ASSOCIATION OF FACULTY OF SOCIOLOGY
RYUKOKU UNIVERSITY
OHTSU, SHIGA, JAPAN

龍谷大学社会学部学会会則

制定	平成元年 4月 1日
一部改正	平成10年 6月24日
一部改正	平成13年 3月21日
一部改正	平成15年 3月12日
一部改正	平成18年 9月27日
一部改正	平成19年 3月13日
一部改正	平成22年12月15日
一部改正	平成24年 7月18日
一部改正	平成29年 5月31日

(名称、事務所)

第1条 本会は、龍谷大学社会学部学会と称し、事務所を龍谷大学瀬田学舎社会学部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会学、社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
- (2) 学術講演会、シンポジウム、研究会等の開催
- (3) 学生会員の研究支援
- (4) その他本会が必要と認める事業

(構成)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 龍谷大学社会学部に所属する専任の教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
- (2) 学生会員 龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
- (3) 賛助会員 前2号以外の者で、本会の趣旨に賛同する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会の会員であった者で、龍谷大学の名誉教授である者

(会長及び諸委員)

第5条 本会に以下のように会長及び委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 庶務委員 2名
- (3) 会計委員 2名
- (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員 3名
- (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員 3名
- (6) 事業委員 3名
- (7) 学科委員 各学科 1名

(8) 会計監査委員 2名

2 前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。

(会長及び諸委員の選任と任期)

第6条 会長は、龍谷大学社会学部長をもって充てる。会長に事故ある時は、庶務委員が共同してその職務を代理する。

2 前条第1項第7号委員（以下「7号委員」という。）を除く同項の各委員は、会長が普通会員の中から委嘱し、評議員会に報告する。7号委員は学科で選出する。

3 各委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。途中退任の場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、7号委員の任期は学科で定める。

4 前条の(4)(5)(6)の委員は、それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き、各委員長は、各委員会において互選する。

(会長、各委員会及び委員の職務)

第7条 会長及び各委員会並びに委員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。

(2) 庶務委員は、本会の庶務を処理するとともに、会長を補佐する。

(3) 会計委員は、本会の会計を処理する。

(4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。

(5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。

(6) 事業委員会は、(4)(5)を除く本会の事業を企画、立案、運営する。

(7) 学科委員は、学科を代表して本会と連絡調整を図る。

(8) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。

2 本条第1項の(4)(5)(6)の委員会は、その事業の企画、立案、運営にあたり、委員会の判断で普通会員あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお、参画に当たり経費を伴う場合は、あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

(常任委員会)

第8条 本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。

2 常任委員会は、会長、庶務委員から1名、会計委員から1名、並びに第6条第4項の各委員長、及び7号委員をもって構成する。

3 常任委員会は、会長が招集し、議長となって次の事項を処理する。

(1) 予算案・決算案の作成

(2) 事業実施の承認

(3) 会員の入会・退会の承認

(4) その他必要な事項の審議

4 常任委員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(評議員会)

第9条 本会に評議員会を置く。

2 評議員会は、普通会員全員で構成する。

3 評議員会は、会長が招集し、議長となり、本会の予算決算及び必要な事項を審議する。

4 評議員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会金)

第12条 本会への入会に際しては、入会金2,000円を納入する。ただし、学生会員及び賛助会員は、入会金の納入を免除される。

(年会費)

第13条 会員は、年会費4,000円を納入する。

2 賛助会員は、年会費4,000円以上を納入する。

3 名誉会員は、入会金及び年会費とともに免除される。

(改廃)

第14条 この会則の更改は、第9条第4項の規定にかかわらず、評議員会において出席者の3分の2以上の賛同を要する。

付 則

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成10年6月24日）

平成10年6月24日一部改正。同日より施行する。

付 則（平成13年3月21日）

平成13年3月21日一部改正。同日より施行する。

付 則（平成15年3月12日）

平成15年3月12日一部改正。平成15年4月1日より施行する。

付 則（平成18年9月27日）

平成18年9月27日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則（平成19年3月13日）

平成19年3月13日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則（平成22年12月15日）

平成22年12月15日一部改正。平成23年4月1日より施行する。

付 則（平成24年7月18日）

平成24年7月18日一部改正。平成25年4月1日より施行する。ただし、平成24年度以前に入会した学生会員及び賛助会員については、なお従前の会則による。

付 則（平成29年5月31日第5条改正）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

『龍谷大学社会学部紀要』規則

平成元年 6 月 14 日 制定

第 1 条 この規則は、龍谷大学社会学部学会会則第 3 条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下、『紀要』とする。）の発行について定めるものである。

第 2 条 『紀要』は、原則として毎年度 2 回発行する。

第 3 条 原稿の募集、編集及び発行は、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下、委員会とする。）が行う。

2 原稿の掲載は、委員会が決定する。掲載を見送った場合は、その理由を委員会から、執筆者に通知する。なお、博士課程在学中の学生会員の掲載を見送った場合は、指導教員および執筆者の双方に通知する。

3 原稿の投稿は、普通会員、賛助会員及び博士課程在学中の学生会員とする。なお、博士課程在学中の学生会員が投稿する場合、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

4 普通会員を筆頭執筆者として非会員が共同執筆した原稿を掲載するに当たっては、非会員は当該年度の賛助会員となるものとし、入会金及び年会費をあらかじめ納入するものとする。

第 4 条 原稿は、論文・調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳等（以下、論文等とする。）とする。

第 5 条 論文等の執筆は、次の要項によるものとする。

(1) 論文等は、未発表のものに限る。

(2) 論文等の分量は原則として以下のようとする。

ア 論文は、20,000 字（400 字詰原稿用紙 50 枚）以内

イ 調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳は、12,000 字（400 字詰原稿用紙 30 枚）以内

なお、翻訳は、著作権者からの許諾を必要とする。ただし、著作権が失効している場合はその限りでない。

(3) 論文等には、必ず欧文タイトルを添付するものとする。

(4) 論文等は、原則として横書きとする。

第 6 条 掲載論文等について 50 部の抜刷を無償で提供する。共同執筆の場合にも同様とする。ただし、第 3 条第 4 項の賛助会員には、各 50 部を無償で提供する。

2 50 部を超える抜刷を希望する執筆者は、超過分の実費を支払う。

第 7 条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開するものについては、複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。ただし、電子化による公開は執筆者の許諾を得たうえで行うものとする。

第 8 条 本規則の改正は、常任委員会の議によるものとする。

第 9 条 本規則は、平成元年 6 月 14 日より実施する。

付 則

1 平成 13 年 4 月 27 日改正	7 平成 24 年 1 月 17 日改正
2 平成 15 年 4 月 24 日改正	8 平成 24 年 10 月 16 日改正
3 平成 17 年 5 月 11 日改正	9 平成 28 年 5 月 11 日改正
4 平成 17 年 7 月 13 日改正	10 平成 28 年 11 月 9 日改正
5 平成 18 年 9 月 27 日改正	11 平成 29 年 10 月 10 日改正
6 平成 20 年 11 月 25 日改正	

社会学部学会会員

(50 音順)

会長	津島 昌弘						
社会学部紀要委員	黒田 浩一郎	白石 正久*					
	古莊 匡義		(*は委員長)				
庶務委員	大塩 まゆみ	久保 和之*	(*は委員長)				
会計委員	佐藤 彰男*	田中 明彦	(*は委員長)				
社会学部ジャーナル委員	五十嵐 海理	舟橋 健太*					
	李 相哲		(*は委員長)				
事業委員	井上 見淳	前川 貴史					
	吉田 竜司*		(*は委員長)				
学科委員	村井 龍治	李 夏屏					
	渡邊 めぐみ						
会計監査委員	田村 公江	時本 義昭					
普通会員	青木 恵理子	荒木 美知子	荒田 寛樹	田上 孝之	辰巳 紀則	西井 孝賢	藤本 则彦
	安西 将也	千優	大笠 孝彦	藤本 保彦	大瀬 介彦	井坂 清彦	本家 彦彦子
	井之口 亜紀	深雪	工坂 满清	家田 雄介	猪瀬 満康	高橋 真里子	田中 雄子
	岡野 英一	大勝	坂清	田井 康のり	上西井 龍満	筒井 康彦	仲島 雄一
	金栗 子	川今	高樽	藤本 雄一	瀬上 满康	筒井 哲惠	島澤 雄一
	栗清 田	砂高	高田	中野 滉	中野 滉	高松 真保	澤田 健一
	高築 地	田中	土新	脇岡 伸	田中 伸	筒井 健一	
	椿原 敦	田田	松浦	田田	田田		
	藤真 利	悟子	谷谷	新田	新田		
	持田 良	帆子	三山	松谷	谷田		
		和					

執筆者紹介（掲載順）

久保和之（社会学部准教授）　　清水隆則（社会学部教授）
孫曉萌（社会学部実習助手）　　高松智画（社会学部准教授）
竹村直樹（社会学研究科研究生）* 李佩蓉（社会学研究科研究生）*
笠井賢紀（社会学部准教授）　　荒木美知子（社会学部教授）
田村公江（社会学部教授）　　重富秀由（「体罰をみんなで考える」*世話人）
古莊匡義（社会学部講師）

*賛助会員

編集後記

◇本号は、荒田寛先生、新田光子先生のご退職記念号でもあります。お二人の先生からは、大学の教育と研究における理性とは何かを、さまざまな機会を通じて教えられたというのが私の実感です。不可避ではありますが、そういった支柱が学園を去られ、私たちは新しい支柱を構築していくしかなればなりません。常に学生の立場に立って物

事を判断されていたお二人の先生の姿勢を忘れてはならないと思います。

さて、本号には10編という多くの論考を掲載することができました。改めて執筆者の会員諸氏に感謝いたします。

(M. S.)

社会学部紀要

第 54 号

平成31年 3月10日 印刷

平成31年 3月15日 発行

編集者 『龍谷大学社会学部紀要』委員会

印刷者 協和印刷株式会社

発行者 龍谷大学社会学部学会

〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5

電話 (077)543-5111(代)
